

開催日時：令和 6 年 9 月 17 日（火）13:30～15:55

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、磯部哲構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 坂越健一内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、佐伯美穂内閣府地方分権改革推進室参事官、野村知宏内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官、多田聡内閣府地方分権改革推進室参事官事務代理

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 6 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 13：民生委員・児童委員の選任要件の見直し（こども家庭庁、厚生労働省）>

（大橋部会長）9月13日に閣議決定された「高齢社会対策大綱」において、「居住要件の緩和の検討と自己推薦制の導入を含めて、多様な方法で幅広い世代から担い手の確保を図る」旨の記述があり、我々がお願いしてきた方向性で検討が進んでいることを確認でき、大変嬉しく思う。

1次ヒアリングから2次ヒアリングまでの間に、地方三団体からのヒアリングを実施し、全国市長会及び全国町村会からは、本件について「積極的に進めて欲しい」、「なり手不足の実情を踏まえた提案を実現して欲しい」との要望を頂いているため、是非当該要望を踏まえた形で検討を進めていただければと思う。

また、居住要件の緩和の内容についてだが、先ほど御説明いただいたとおり、追加共同提案団体へのアンケート調査により、具体的な実情が明らかになったと受け止めている。これまでは、当該地域に居住していなくても地域の実情を把握している者の具体例として、マンションの管理人などをお伝えしていたが、アンケート結果を見ると、地域から転出したが元々居住していたため当該地域に精通している者、地域の境界付近に住んでおり当該地域の実情を把握している者、仕事の関係で他地域から通勤しており地域の実情を把握している者などが挙げられている。また、家族の見守りや親の介護などで地域を出入りしている者については、他地域に居住していても地域の実情を把握していると考えられるという点で一理あると感じた。アンケート結果では、潜在的な民生委員のなり手として、欠員解消に役立つアイデアが現場から寄せられているため、是非今後の検討に活用いただきたい。「高齢社会対策大綱」においては、自己推薦制や幅広い世代から担い手の確保を図るといった方向性が示されているが、自治体のニーズとしてはアンケート結果のような実情があるということで、この点も踏まえて御検討いただきたいと考えているが、今後の進め方等はいかがか。

（厚生労働省）自治体の意見も丁寧に聞いていきたいと考えている。また、本件は民生委員制度の根幹に関わるところでもあるため、実際に活動を行っている民生委員団体の意見も聞きながら、丁寧に議論させていただきたいと考えている。

（大橋部会長）令和 7 年 12 月に民生委員・児童委員の次期一斉改選が予定されているとのことであるが、制度改革により民生委員の間口を広げたとしても、次期一斉改選時に制度の運用ができなければ、数年間は欠員状態が固定化することとなるため、可能であれば次期一斉改選に間に合うよう制度改革を行っていただきたいと考えるが、いかがか。

（厚生労働省）制度改革の時期については、我々としても次期一斉改選を意識しながら進めてまいりたいと考えているが、まずは時期優先とならないよう、議論の中身をしっかりと詰めさせていただきたい。

（大橋部会長）是非次期一斉改選を見越して検討を進めていただきたい。

（高橋構成員）次期一斉改選は令和 7 年 12 月に予定されているということで、自治体等への周知期間を鑑みると、適切に周知を行うためには早い段階で明確な方針をお示しいただく必要があると思う。検討会については、4 回目までおおまかな目途が立っているようだが、結論を得る時期はいつ頃を見込んでいるのか。

（厚生労働省）資料に検討会のスケジュールを記載しているとおり、第 4 回検討会において、一定の結論を得る方向で考えている。ただし、先ほど申し上げたとおり、議論の状況に応じて変更となる可能性もあると考える。

(高橋構成員) 先ほど大橋部会長が追加共同提案団体へのアンケート調査について言及されていたが、検討会での議論の際には本アンケート結果を資料として提示いただき、地域の実情をお伝えいただけるとありがたいが、いかがか。

(厚生労働省) 先ほど御説明したとおり、事務局と相談の上、第2回検討会において、ある程度まとめた形でアンケート結果を御報告させていただいた。

(高橋構成員) 承知した。

(大橋部会長) 本件は「高齢社会対策大綱」において閣議決定されており、具体的な要望も出ているため、これらに基づいた御検討をお願いしたい。

(高橋構成員) 本件の方向性が決定した際には、必ず本件が地方からの提案を受けて検討したものであることも併せて発表していただければと思うので、よろしくをお願いしたい。

<通番9：児童手当の支給に係る所得審査の廃止及び転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し（こども家庭庁）>

(大橋部会長) この提案募集制度自体は法律の改正を含めてお願いできるものなので、法第4条第3項の規定自体が現状だとかなり合理的ではないのではないかという認識の下、法改正を含めての提案と受け止めている。そのため、法第4条第3項は前提にしていない。ただし、二重支給はあってはならないことなので、それは防ぐ必要がある。

全受給者である約900万件についての所得確認作業を要求するというのが毎年あり、重点事項の中でも事務作業が桁違いに過重なものを要求している中で、それに伴うだけの正当性がないと納得できない。仕組みを変えれば煩雑になることも懸念されるという御指摘があったが、既に毎年約900万件、これから対象者が増えることにより、さらに増える可能性がある所得確認作業が毎年必要になっており、現状は相当ひどい状況である。それが改善されるのであれば、若干支障が出て構わないという形でお願いしたい。

現状が過酷な状況であり、さらに所得審査が無くなる現状で所得審査を維持するということはどうなのかという疑問があるので、法律改正の可能性も視野に入れつつ、法改正をしないとしたら、百歩譲って最初に所得審査をするというところは必要としても、それ以降18年にわたって毎年やるというのはやり過ぎではないか。

調べたところ、支給等に当たり、最初に要件の確認をするが、その後はある程度自己申告に任せ、変更があれば申し出てもらうという形にしている仕組みが4つぐらいある。例えば老齢年金の加給年金については、最初に申請したら、その後は生計を維持されなくなった段階での届けを出すというやり方をしている。最初に所得審査を行い、その後も毎年実施するというのは負担が大き過ぎて納得できないので、こうした代替案をお示していただけないか。オール・オア・ナッシングということであれば、法第4条第3項は見直していただきたいので、基準を世帯主等にさせていただきたいとお願いするようなことにしかならない。所得の審査が大事だということだとしても、毎年の事務負担が大きく、このままだと了解しかねるので、そうであれば、もう一度第3次ヒアリングを設定させていただき、どう改善したのかということをお聞きしたい。是非運用面のアイデアを出していただきたい。毎年の審査の負担をもう少し軽くできるような形のものにさせていただきたいが如何か。

(こども家庭庁) 私どもも、法第4条第3項の規定があるという事実は御説明したが、自治体の事務の負担や誰に児童手当を払うべきかという観点から、より合理的な仕組みが考え得るのであれば、法律そのものを絶対に変えられないと言うつもりはない。もちろん法律を変えるとすると、様々な手続が必要になるので、そこは私どもの審議会で議論して、国会でも御審議いただく必要があるが、当然合理的なものがあれば、そういったことも排除せずに考えたい。

ただ、現状では、所得基準が実際に誰に児童手当を払うかという点でも合理的であり、かつ、自治体の事務負担も今よりも軽減できる代替案たるものをまだ持ち合わせていないため、このような御説明をさせていただいた。

(高橋構成員) 世帯主だといけないのか。

(こども家庭庁) 世帯主というのも確かに一つの考え方かもしれないが、世帯主が必ずしも子供を養育する立場の人として適切とは限らない。

(高橋構成員) 世帯が同じであるのにいけないのか。

(こども家庭庁) 核家族化が進んでいるので、同居家族の中で1人のイメージを持たれると思うが、広く日本全体を見たときには、やはり複数世帯が同居していて、世帯主は祖父母になっているといったこともある。我々

の中でも検討したが、やはり夫婦、養育者の所得を見て切り分けるほうが全国津々浦々の共通ルールとするに当たっては現時点では一番いいルールだろうと思っている。

ただ、確かにこの約900万件の所得確認は今まで必要があったのでやっていただいていたが、一旦支給を決定した後に、少し自治体の方の事務負担を軽減する道はないかということを我々も独自に自治体にヒアリングをさせていただき検討している。

2次ヒアリングの日程が思っていたより早かったため、この場で前向きな結論が示せなかったのだが、現状のままが良いとは我々も思っていない。様々な事例も教えていただいたので、そこも参考にしながらだとは思っているのが、現金給付を適切に行うという我々のどうしても守りたい部分との折り合いという意味でもしっかり確認させていただきたい。

(こども家庭庁) 全体の中の比重からすると少数派かもしれないが、祖父母と同居しているような場合に祖父母が世帯主になっていて、父も母も両方世帯主でないという家庭や、単身赴任で住民票を分けており、同居している方が世帯主になっているが、実際は単身赴任をしている方の仕送りにより家計が成り立っている家庭もある。世帯主は自治体の事務負担の軽減という意味では有力な手だてではあるが、万能ではないという部分もあり、選択肢の一つとして検討したものの、まだメリット、デメリットがあるという段階に留まっている。

また、所得に関しても、マイナンバーにより自治体内で所得を調べることについてはかなり事務が減ってきており、所得が分かった後に、昨年と比べて父と母の所得が逆転しているような時の手続きがそれなりの負担になっているという気がしている。どこに事務負担の大きな比重があり、どこを改善することにより負担の軽減が図れるかというのをもう一度実際に自治体の話を丁寧に聞いて、何らかの改善策を報告できるようにしたい。

(大橋部会長) 例えば世帯主を基準とした場合でも、先ほど御指摘があったような不具合はあると思うが、そうした例外は例外で幾つか挙げて、そこは個別に対応するというやり方をすることもできる。現状だと全て確認を行っているので、事務負担も一律に負うこととなる。世帯主を基準として一部個別に対応するというやり方は、手間がかかっても局所的であり、全国にそれを強要する必要はない。現況確認は各自自治体で実施しており、離婚協議中やDV等の暴力で問題があるなど、普通とは少し違う形態のところに配る場合については、個別に現況確認という形で見ているので、非定型的な部分は現況確認で補うという形にできる。全て悉皆で所得審査を行うと、必要ないところまで過剰審査になるので、是非そうしたことを勘案し、アイデアを出していただければありがたい。提案団体の数は決して少なくないということは、そうした支障を確実に現場は感じているということなので、制度設計を検討いただきたい。3次ヒアリングの場を無理のない日程で設けさせていただき、その結果を提案団体にお伝えしたいと思うが、それでよろしいか。事前に検討結果を事務局にお伝えいただき、こちらからの要請が必要ないほど完璧なものであれば、3次ヒアリングは必要ないかなと思うが、そうではなければ改めて質問等をさせていただきたいと思うので、事務負担の軽減についてお考えいただきたい。

(こども家庭庁) いずれにしても、さらなる改善策についてしっかり検討させていただく。それが完璧なものだとありがたいが、3次ヒアリングをしていただくことも含めてしっかり対応したい。

(大橋部会長) あともう一つは、システムにより転出予定日の確認をできるようにしていただけるというお話だったが、何か説明があればお願いしたい。

(こども家庭庁) 1次ヒアリングでは、どのシステムが適切かを調査するということをお伝えしたが、調整の結果、児童手当のシステムで対応することを決め、準備を進めることにした。

(大橋部会長) これは紙の転出証明書が窓口で持参した場合の手続きだけは残るとのことなので、これについてもなるべく早めに対応をお願いしたい。

(こども家庭庁) 基本、システムで対応できる自治体はそれが良いが、自治体によってシステム改修が間に合わない場合は、紙の転出証明書での対応をするということをお知らせする。早めに対応したいと思う。

(大橋部会長) 2次回答の最後に連携を協議するとあるが、これはどのような協議をされるのか。

(こども家庭庁) 紙の転出証明書が窓口が届いたら、自治体内で児童手当担当に情報を共有するよう事前に周知することを関係省庁と協議するということである。

(大橋部会長) そうした手続を御案内いただければと思う。では、そのような方向でお願いする。

<通番11：地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和（こども家庭庁）>

(大橋部会長) 年内にお答えがあると言われた方針を確認したいという趣旨で2次ヒアリングをやっている。今の時点では、経過期間の延長や連携施設要件の緩和の件について、具体的なお答えがないので、2次ヒアリン

グをやりにくいところがあるが、私どもとしては、こども家庭庁のほうで、この問題について把握されていて、さらに、この経過措置の問題については10年間延長しており、確保に苦慮しているという状況は既に御存知であると認識している。今からアンケート調査を始めてというのはゆったりし過ぎていて、この提案募集制度の枠組みの中にも乗らない。私どもとしては、延長の問題については待たなしのところがあり、自治体においても条例改正が必要であるため、この延長については、方向性を示していただいて、同時に、連携施設の要件についても、何らかの条件や要件の方向性を今年の提案募集の枠の中でお聞かせいただきたい。

本来、その方向性について確認させていただく場が、本日の2次ヒアリングであるが、今のお答えでは、抽象的であるため、このままヒアリングが終了して、この内容を親会議や提案団体に返事するということは無責任であると考えているので、是非要件緩和や延長の方向性等について示していただくためのヒアリングを実施したいと考えている。先ほど年内というお話もあったが、もう少し前倒しをお願いすることになると思うが間に合うか。

(こども家庭庁) 承知した。3次ヒアリングの日程を詳細には承知していないが、極力その日程を意識して、それまでに何らかの方針をお話してできるようにする。

連携施設については、10年前に制度をつくる時に今よりももう少し下のポジションで直接担当していた。そのときにはやはり本来的な姿というか理想的な姿を制度の本則にしつつ、そうは言ってもなかなか実態が全てそれを満たせる自治体ばかりではないので、経過措置は、当時は5年であったが、5年の経過措置を置いて、5年のうちに本則の状態に多くの自治体、願わくは全ての自治体が追いつくことを期待して制度化をしたわけだが、結局なかなか実態に合わない。5年からさらにもう5年延長して10年たっても実現しないものについては、やはり本来のあるべき姿、望ましい姿を念頭に置いた本則はハードルが高過ぎたのではないかと理解している。まだ連携施設を確保できていない事業所があるので、当然延長というものはかなり視野に入れなければいけないと思うが、単純延長でいいのか、やはりある程度本則のほうの要件も見直して、それでも残るところをさらに延長で拾っていくようなことを検討している。私も、結果的には単純延長になる可能性はもちろん今後の議論であるが、頭から単純延長でいいのかということ、この機会によく実態を見て、むしろ本則のほうを改善すべき部分があるのであれば、それはそれでしっかりやらなければいけない。今回御提案いただいているような小規模保育同士で保育内容の支援をしたらどうかということも、ひとつごもっともな部分がある提案だと個人的には思っている。

そういった、まず実態を見て案をつくることと、やはり法令レベルでの見直しになるので、そこはこども家庭庁のほうの審議会でも見直しの方針をお諮りする必要がある。そういった手続と併せつつ、こちらのほうでも次の機会にはもう少し具体的な御説明ができるようにしっかりやってまいりたい。

(大橋部会長) 審議会が終わって全部フルセットで終わっての報告というと先になってしまうので、少なくともここでそういう方向で踏み出したということは確認したいと思うので、よろしく願います。

<通番4：保育施設の給付費に係る加算の整理・統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築等（こども家庭庁）>

(こども家庭庁) 主な再検討の視点に対する考え方について、説明させていただく。

まず、様々な加算制度があり、非常に煩瑣になっているという指摘については、加算制度は、他の保育所等が行っていない仕事を頑張って行っているところに、その仕事に要する費用をしっかり支払うというものであり、加算ごとに趣旨・目的があるため、それらを統合するということは、そのような取組の実施の有無に関わらず同じ補助金が出るということになることから、その点でのバランスもあるため、慎重な議論が必要だと考えている。

なお、御指摘の趣旨はよく理解しており、統合できるようなものがあれば今後も統合していきたいと考えている。また、新たな加算の種類を追加する場合には複雑化しないように十分配慮してまいりたい。

次に、施設管理プラットフォームの状況についてだが、現在、保育分野における協議会の下に給付ワーキング・グループを設置している。そこで独自の取組をしている先進自治体からのヒアリングを行うなど、先行事例について御意見を伺い、十分参考にさせていただいている。

また、この施設管理プラットフォームの具体的な対象事務につきましては、まずは給付の申請、公定価格の計算、あるいは監査書類のやり取りなど、全ての自治体にとって関わりがあり、事務の効率化にとって非常にニーズの高い事務から優先的に取り組むこととしている。広域利用への対応についても、提案の趣旨は十分理

解できるが、優先順位の問題で、まずは前述の事務から優先的に取り組み、広域利用に対応する機能はプラットフォームを利用する自治体が一定程度増えてきた第2段階での実装を想定し、中長期的に検討させていただきたいと考えている。

いずれにしても、この施設管理プラットフォームが自治体にとって使い勝手のよいものとなるように、十分御意見をお伺いしながら準備を進めてまいりたい。

(大橋部会長) 加算が何十種類もあり、きめ細かい対応となっている反面、事務という観点においては非常に複雑になっている。複雑化しないよう配慮したいという回答をいただきありがたいと感じているが、結局配慮していくとしながらも加算が増えていくという点については歯止めがかからないのではないかと懸念している。本提案は種類の多い加算の下に、手続においてその加算毎に個々に入力が必要であったり、個別の要件ごとに審査しなければいけなかったりという煩瑣な手続が事務負担に直結してしまっていることが支障の要因の一つであると思料する。その点については、例えば一括入力を可能とする、加算要件の自動判定を可能とする、自治体の標準システムに自動反映できる等、システム上の工夫により対応できるのではないかと。是非保育DXの中で具体的な措置を幾つか示しつつ、元となる加算も複雑化しないようにする方針であるということを示すべき。やはり事務の煩瑣な部分は複雑な加算の下で残ってしまうと思われるため、その点を整理したいと思うが、如何か。

(こども家庭庁) まず加算については、やはり一定の取組を行っている保育所等と行っていない保育所等があって、行っているところに追加のコストがかかっているときに、そのコストをしっかりと補填することでそういった取組を進めていくというもの。例えば最終的にほとんど全ての施設で加算を取得している、要はほとんどの施設にとって標準装備のような段階になれば、その加算は廃止して基本分単価に含めることができる場合がある。例えばかつては施設長がいる保育所といない保育所が両方ともかなりあったので、施設長を置いた場合の加算があったが、現在はほとんどの保育所に施設長はいるため、加算を廃止し基本分単価に入れたことがあった。現在の様々な加算についても、概ねの保育所が加算の取組を実施するようになれば、同様の対応が可能になると思うが、取組の有無にばらつきがあるときには、行っている施設は行っていることを証明するための手続が必要であり、事務負担につながるが、やはりその加算制度そのものを続ける必要性はある。そういった加算が残った場合も、以前までは、紙で、添付書類をつけ、同じ項目も全て記入するという手続だったが、現在はシステムの活用により非常に簡素化されてきている。また、さらに全国統一の施設管理プラットフォームの構築も検討されている。これは公定価格に係る様々な事務に活用できるようなものにしていきたいと考えているため、加算が残った場合も、実質的に事務負担を軽減するよう対応していきたいと考えている。次回はそのイメージが分かるよう説明をさせていただきたい。

(高橋構成員) スクラップ・アンド・ビルドの考え方で、一定の加算の目的が達成されれば、基本単価に組み入れていくというのが原則だと思う。例えば加算を取得している施設が99%ではなく、90%程度で、その取組を行っていないと利用者からその施設はおかしいのではないかとと言われる等のものであれば、加算の必要はないということでスクラップするなど、可能な限り軽減するということが必要。どうしても残したい加算もあると思うが、加算の目的がある程度達成されたらスクラップするという姿勢で是非今後は検討いただきたいが、如何か。

(こども家庭庁) 90%という具体的な数字は回答しかねるが、全ての施設が行うのを待っていたら当然それはなかなかできないので、大多数の施設が取り組んでいる、場合によっては90%程度でも良いのかもしれないが、それで、保育施設等においても、事務負担をかけてまで加算を維持するよりは、基本的に行っているということで、合意が得られるようなものがあれば、それは基本分単価に取り込んでいきたいと思う。

一方で、新たな行政需要が生じて、新たな加算創設の必要性が生じることもあると思うが、しっかりそういった意識を持って取り組みたい。

(大橋部会長) 施設管理プラットフォームにおける広域利用への対応については、非常にニーズがあるということで、今回提案が出されている。対応はしていただけるということだが、中長期的な検討という回答をいただいている。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律において、子ども・子育て支援システムは標準化の対象となっており、住民の利便性向上と地方公共団体の行政運営の効率化という法律の目的に合致しているものだと私も感じている。また、この提案でもやはり子ども・子育ての分野で広域利用への対応についてのニーズが非常に強いというのは、私もこの仕事をしていて同様に思うところである。そうすると、中長期的な検討という回答に関しては、関連性の高い子ども・子育て支援システムも標準システムになっていくものであり、

法律の趣旨としても、検討の加速をお願いしたいが、如何か。

(こども家庭庁) 確かに中長期的というところかなり先のことように捉えられるが、第2段階という意味で回答していた。やはり広域利用の対応はそれなりにニーズがあり、やっていかなければいけないという問題意識は持っているが、新しいシステムをつくるため、あらゆることを一遍にはなかなかできないという事情もある。給付の申請は住んでいる全ての利用者の方にとってメリットが生じるもの、公定価格の計算に関する機能も採用された自治体の全ての保育所等にとって影響のあるものをまず初めの対象事務としている。広域利用の場合は、自治体の住民の中の一部の方が自治体の垣根を超えて利用されているものであり、日本中の自治体が施設管理プラットフォームを導入している際には非常に効力を発揮するものだが、まだらの状態の場合ですと少し効果が薄いということもあり、まず、全ての住民や施設に関わるところからスタートし、その次の段階のものとして御指摘のものについてはしっかり検討していきたいと考えている。

(大橋部会長) 次の段階と言ってもステップを踏むので、同時並行で検討し、早く決着がつく場合にはその段階で対応いただきたい。また、対応の方向性についても明確に示しながら、次の段階として例えば2年後に再び議論するというのではなく、広域利用への対応を見据えて取り組んでいただく必要がある。同時並行で検討し、このように対応する方向で進めていく、それに一定の時間を要するといった回答をお願いしたい。

(こども家庭庁) 承知した。なお、方向性という意味では、しっかり取り組んでいくという方向性を示し回答しているものである。

(高橋構成員) 広域利用への対応については、先進的にシステム整備等を行っている自治体のほうが需要が高いのではないかと推測している。施設管理プラットフォームを導入する自治体を広げる上でも、広域利用に対応していないと導入自治体は増えないのではないかと。自治体の使い勝手という点で、広域利用に対応したシステムをあらかじめ提供し、なるべく多数の自治体に導入してもらえようとするというやり方もあるのではないかと。

(こども家庭庁) もちろん広域利用に対応できたほうがよりニーズに応えられると思うが、給付の申請の事務の簡素化、公定価格の計算、監査書類のやり取りについても自治体や事業者にとってかなり大きなメリットはあり、現在進めようとしている機能だけでは自治体のほうで普及していかないとは考えてはいない。

(高橋構成員) 国がシステムをつくっても、自治体の参加がなかなか得られない事例が多くある。自治体のニーズを酌み取ったシステムをつくる発想がシステム設計をする国側にないと、システムをつくっても利用されないままとなってしまう可能性がある。特に、既に独自システムを整備している自治体がプラットフォームに切り替えるかというところについては、システム改修の費用等もあり、費用対効果により検討される。自治体の意見を聴き、自治体が導入しやすいシステム設計は何かということを検討いただきたいと思うが、如何か。

(こども家庭庁) 利用者である自治体にとって使い勝手のいいものになることや既に独自でシステム導入されている自治体がシステム移行するかどうかは非常に重要。給付ワーキング・グループにも、構成員として自治体(県が1か所、市が3か所)が参加、さらに構成員以外の先進的な自治体の方にもヒアリングという形で、単発ではあるが、取組・要望等の聴取を行っている。このように丁寧に取り組んでいきたい。

(高橋構成員) 本提案の提案団体は先進的な取組をしている神戸市。先進的な自治体からの提案であるということとを酌み取っていただき、先進的な自治体も使うことができる形でシステム設計を御検討いただきたい。

(こども家庭庁) 先進的な自治体へも意見を伺う。

(平沢参事官) 広域利用への対応については、分権提案としてそれなりの団体数からニーズがある中で、2次回答が、優先順位を考える中で広域利用への対応は順位が下がると捉えられることから、確かなニーズが一定程度あるのであれば、いずれシステム改修を行う際に二度手間になってしまうのではないかと懸念を持っている。もし後回しにする理由が何かあるのであれば、その点を示していただきたい。事務的には、各自治体の独自加算の取扱いが様々であることから、システムとして取り込みにくいということも伺っている。技術的な部分で検討が進んでいると思われるが、できるのであれば早期に実装を進めていただきたいし、何かネックになっているものがあるのであればそれを解消できないのかということを示していただきたいため、後回しになってしまう理由を専門的に説明いただきたい。事務的に今後調整させていただく。

(こども家庭庁) 検討の細部まで承知し切れていないため、直ちにできない理由についてはしっかり説明させていただく。

(大橋部会長) 加算に係る事務負担については、保育DXにおいて、審査項目の最小化など具体的な軽減策の回答をお願いする。併せて、施設管理プラットフォームにおける広域利用の対応に向け、どういったスケジュール

で、どのような形で検討を進めていただけるか具体的な道筋を確認させていただきたい。先ほど次の説明の機会とおっしゃったので、3次ヒアリング等でその点の確認をさせていただく。

(高橋構成員) 以前、総務省で入札参加資格の統一について取り組んだ経験がある。独自の項目の統一のやり方は様々あり、技術的に克服できることもあるため、是非他省庁の取組等も参考に、技術的な検討もしていただければありがたい。

(こども家庭庁) 承知した。

<通番5：犬の登録及び管理方法の見直し等（厚生労働省、環境省）>

(大橋部会長) 管理番号10について、厚生労働省で調査するということが、原簿がそれぞれ違うということはある程度自明のことだと思うので、調査をやって、翌年度以降に基盤の統一とか標準化について進めるというのはゆっくりし過ぎているような気がして、オンライン化を進めることについて、具体的に歩み出して方向性を示すことは可能かということ、オンライン化を進めるに当たって現時点で支障として考えていることがあれば教えていただきたい。

(厚生労働省) 調査結果を踏まえて速やかにオンライン化に向けて進める。一方で、まずは全ての市町村に連絡をしながら調査を行った上で進めることが適切だと思っているので、時間をかけてゆっくり進めるということではなく、調査をしっかりやって、その結果を踏まえて速やかにオンライン化に持っていきたいという流れである。

(大橋部会長) オンライン化の検討で令和7年度以降速やかにというのは、後ろがはっきりしないが、7年度中に結論を得るということでよいか。

(厚生労働省) 速やかに結果を踏まえて進めていくということである。やはり全ての市町村に連絡をするので一定程度時間がかかる。ただ一方で、今年度中に調査を実施する。その結果を踏まえて、来年度、標準化様式を策定するとともに、この基盤の整備を進めていく。今、自治体で個別にシステムを導入しているところもあるので、調整などを含めて、どのような形でやるのがいいのかを丁寧に進めていきたい。ただ一方で、ゆっくり進めたいということではなく、結果を踏まえてできることをしっかり速やかに進める。いつまでにということを、今示せないが、既に市町村の中で独自に幾つかの企業の登録システムなどを活用しているところがあると承知しているので、そのようなところとの調整を含めて速やかに進める。

(坂越室長) マイクロチップ情報登録システムとの連携をお願いしたいと思っている。マイクロチップ情報登録システムの情報が更新されているのに狂犬病予防法の新オンラインのところでもう一回自治体が入力しなくてはいけない事態はできたら避けていただきたい。この情報連携をよろしくお願いしたい。

(大橋部会長) 情報連携を図るということでよいか。

(厚生労働省) 然り。

(大橋部会長) 管理番号114について、指定登録機関である日本獣医師会は同時徴収はできないという意見なのか。

(環境省) システム上、同時徴収はできるという絵を示している。右側のシステムは日本獣医師会が指定登録機関として運営しているものであり、利用者はその画面を見ながら、動物愛護管理法上の支払と狂犬病予防法上の支払が一括通貫でできるようにしていきたい。そういう技術的な検討をしたい。ただ、主体がどこかということ、右側のシステムを運営しているのは指定登録機関である日本獣医師会であり、左側の黄色のシステムを運営しているのは自治体そのもの、あるいは自治体が委託をする代行徴収業者となるが、利用者からするとその違いはあまり気にならないようなシームレスなものにしていければと考えている。

(大橋部会長) しかし、システムは2つに分かれる。マイクロチップ情報の登録手数料を支払う段階で日本獣医師会に同時徴収を併せてしてもらおうということは、できかねるということか。

(環境省) できかねるというよりは、手数料を幾らにするとか、あるいはどこに徴収代行をさせるとかというのは自治体それぞれで決めることなので、今、指定登録機関に2つの法律の事務を全部委託するというについては、必ずしも関係者と調整できていないし、関係者が望んでいるかというのは我々も分からない。

(大橋部会長) 関係者とは誰か。

(環境省) 日本獣医師会や個々の自治体である。

(大橋部会長) 日本獣医師会は反対なのか。

(環境省) そこは明確には確認が取れていない。

(大橋部会長) 是非それは確認を取っていただきたい。このところで一括で同時徴収するという仕組みになれ

ば非常に簡明なので、それでお願いしていたので、それで日本獣医師会が反対ということであれば、そういうことはあるのかなと思うが、日本獣医師会が必ずしも反対でないのであれば、このところで同時徴収というのが一番簡明だと思ったのだが、そこは如何か。

(環境省) 資料で提案のシステム上で同時徴収は可能である。

(坂越室長) この発想はすごくありがたいと思うが、実際、システムから飛んだところで自治体の画面上で払える自治体はほとんどない。納付書を郵送しているとか、納付書自体を郵送しないところも結構多くて、発想はいいのだが、シームレスに払えないのが実態だと思うので、同時徴収でないと結局シームレスが実現できないのかなと思う。あと、再検討の視点で書いてある手数料増収分の活用に関して言うと、マイクロチップ情報の登録手数料400円を活用するのではなくて、狂犬病予防法上の登録手数料3,000円からシステム改修費に充てるということでここは書いているつもりである。

(大橋部会長) 現状を前提にして考えていった場合に、ここで書いてあるのは代替案としてはやはり距離が遠いような気がするので、費用負担の問題はあるとは思いますが、当初の同時徴収案で進めていただきたい。そうすると、ワンストップサービスが文字どおり進んで、特例制度の利用が進むことになると、この分野のオンライン化が進み、全体として時間とか手数料が少なくて済むことになるので、このような形ではなくて、当初の同時徴収案でお願いできないかということだが、如何か。

(環境省) 例えば黄色のA市、B町、C村とあって、それぞれの徴収代行機関があるが、理論的にはここを日本獣医師会にすることも可能である。そうすれば、こちらのシステムと黄色のシステムを運営している主体が両方とも日本獣医師会になって、まさに部会長が述べた意味での同時徴収というのが実現すると思うが、自治体によっては別の徴収代行機関を望んでいる場合もあるので、そういったものも含めて可能となるようなシステムとして我々は提案した。

(高橋構成員) その話は自治体に聞いたのか。日本獣医師会に委託するということについて嫌だと言った自治体はあったのか。実際にそういうことがないのに、嫌だと言うかもしれないからこういうシステムを立ち上げるというのは無責任ではないか。

(環境省) 確認はしていないが、日本獣医師会に徴収代行を委託したいという自治体があった場合に、それが可能となるようなシステムを検討していきたいと思っている。

(高橋構成員) 要するに、自治体が独自にシステムを立ち上げるのではなく、日本獣医師会のシステムに乗りたいたいと言えば乗れるということか。

(環境省) 日本獣医師会とも調整の上、それが可能となるような検討をしていきたいと思う。

(大橋部会長) A市、B町、C村が日本獣医師会を選んだら同一になるが、逆に違うところを選んだら、結局、役所の都合で2つに分かれてしまう。それは市民から見たら不便極まりないのではないか。環境大臣の指定登録機関は日本獣医師会であり、厚生労働省の仕事をする機関はほかのところの代行業者であるという分かれるというのは、ワンストップにも何もなっていないと思うので、やはり最初のところで統一するのが一番親切だという気がする。

(環境省) 何度も繰り返しになって恐縮だが、ユーザーから見て2つに分かれているがために不便さを感じないようなシステム改修というのを我々は目指している、そこは懸念するところはしっかり解消できるように頑張って検討していきたいと考えている。

(大橋部会長) しかし、黄色の部分はまだ実現していない。

(高橋構成員) 2次ヒアリングの直前にこういう重要な新しい提案をされても、こちらでもその場でオーケーですとか駄目ですとかなかなか言い難い。こういう抜本的な提案をされるのだったらもっと早く言ってほしい。自治事務だから、自治体で徴収代行業者を決めたほうがいいかもしれない。そこはあるかもしれないし、逆に言うと、法令上、自治事務であっても徴収代行業者を日本獣医師会にしてしまうやり方がいいかどうか。ここはやはりいろいろなリスクベネフィットを考えて、それで分権のためにいかどうかを考えなければいけないのではないか。この場で言われても、こちらとしては、はい、そうですかとなかなか言えない。だから、これは3次ヒアリングで、これについてこちらで十分検討させてほしい。

(環境省) 担当から聞いているところでは、大分前から事務的には相談をしていると聞いているので、どのタイミングで先生方に上がったかは分からないが、環境省としては事前に相談して進めてきたつもりである。あと、もう一点補足であるが、指定登録機関に関しては、現状、日本獣医師会だけであるが、法律上1つと規定されているわけではない。

(大橋部会長) 現状そうなので、日本獣医師会で一括してできればいいと思っているが、徴収委託を個々の自治体がするという発想なのか。それは手間という気はするので、一括契約を前提に考えていただくのだろうと思う。

(高橋構成員) 自治体にこんなシステムを新しく立ち上げろというのは、自治体にとっては新しい負担である。要するに、シームレスにいくと言っても、シームレスにいくシステムがなかったらシームレスにいかないわけだから、これを使おうと思ったら自治体が独自に自動遷移するための受け手のシステムを立ち上げなくてはならないという話はおかしい。

(環境省) 自動遷移するための機能については、基本的に日本獣医師会でビルトインすることになるし、今までアナログでやっている作業をデジタルに移行するというのはどの自治体でもやっていただく必要があると思っている。

(大橋部会長) マイクロチップ情報登録システムに一つの手続が入っていて、これに連携すれば、黄色の部分を立ち上げなくても一つの仕組みができるのではないかと思っている。そうすれば、全体としての費用負担は少ないままにワンストップが実現すると思うので、黄色の部分を新たに立ち上げてくださいというのは代替案にならないのではないかと思う。

(環境省) 狂犬病予防法上の世界で指定登録機関を新たにつくって、日本獣医師会を指定するというのは、まさに厚生労働省でも検討していただく必要があるが、確かにこの制度について私がこの場で説明したのは初めてなので、事務的にはいろいろ調整はしていたが、今日のこの限られた時間内で議論が尽くせないということだと思つるので、またしっかり事後的にも説明して、調整していきたいと思う。

(大橋部会長) ほかのところになるが、戸籍は戸籍法でやっていて仕組みを持っているところに、滞納処分との関係の仕事で戸籍の仕組みを使いたいというときに、連携づけてみんなで有効活用して、全体としてオンラインを進めようということをやっている。その発想から行くと、マイクロチップの仕組みがあるのだったら、最大限有効活用したらどうことができるのだろうという発想で多分提案も出てきていて、それに対して新しくこういう仕組みをつくってくださいということになると、やはりちょっと話は違うのかなという印象である。1次ヒアリングと2次ヒアリングで議論が詰まらないものやスケジュールがはっきりしないものについては3次ヒアリングで意見を伺うことにしているので、是非この点については3次ヒアリングをお願いしたいと思う。そこで改めてこの仕組みの有用性と当初から出ている一元化ということの当否について議論したいと思う。

(高橋構成員) 法令を変えて、日本獣医師会を指定登録機関として一つにすればいいわけで、別に現行法を前提にしてシステムを考える必要はない。そこは厚生労働省とよく相談いただければと思う。法律を変えればいいわけだから、それが合理的であれば地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）でそのようにすればいい。そういうことも含めて3次ヒアリングで検討させてほしい。

(大橋構成員) マイクロチップ情報の登録手数料は、ブリーダーが獣医師に持っていきマイクロチップを装着して、登録義務があり、払うということになっていたかと思うのだが、一方、狂犬病予防法の登録手数料は飼い主が払うという仕組みになっていて、その関係は今新しく提案されているホームページへの自動遷移・転送だどどのように整理されているのか。あと、資料の通し番号15ページの右下に、関係者と検討中の課題ということで、狂犬病予防法上の登録義務及び動物愛護管理法上の登録義務の発生日が異なることによる両手数料の徴収のタイミングの課題と書かれているが、どのように所管省庁としては考えているのか。

(環境省) 狂犬病予防法の場合は90日経過後の登録というものがあり、動物愛護管理法の場合はブリーダーもしくはペットショップから購入した後に変更登録というものがあるので、変更登録というタイミングにシームレスでやるという形になる。ブリーダーで登録する際には、狂犬病予防法の手数料を払わないような方法というのを導入する必要があると思う。また、狂犬病予防法の犬の登録の場合は1回の登録のみということになると思うが、動物愛護管理法上のマイクロチップに関しては、買ったときだけではなくて、何年も前から飼育している人、既に狂犬病予防法の登録が終わっている人でその後からマイクロチップだけを登録したいという人もいたので、そういった場合分けがかなり複雑に生じてくるので、システム上はかなり複雑にはなってくるだろう。飼い主がちゃんとそれを認識していないとうまくできないといったことはあるかと思う。

(大橋構成員) 細かく場合分けが必要になってくるということか。

(環境省) 恐らくそうなるし、それを飼い主が認識していないとそこが難しくなるので、その周知といったことも課題にはなってくると思う。

(大橋構成員) 制度が複雑になると、関係者が正しく仕組みを理解することが難しいかもしれない。その複雑化の整理みたいなものも必要なのかなと思う。いずれにせよ、これはより詳しく今後双方で検討をするということで、よろしくお願ひしたい。多分ブリーダーとかペットショップとかが正しく仕組みを理解することも結構難しいかもしれないし、個人的にそういった経験があったのだが、あまりそこまで深く理解せずに手続を進めたということもある。その複雑化の整理みたいなものも必要なのかな。いずれにせよ、これはより詳しく今後双方で検討をするということで、よろしくお願ひしたい。

(大橋部会長) 管理番号115について、説明をQ&Aで書き、周知、案内をするということだが、気になっているのが動物愛護管理法施行規則である。令和5年4月に改正個人情報保護法が施行された段階でこの規定は廃止するのかなと思うが、廃止されないでこの規定が生きていて、個人情報保護法改正後も改正で施行規則の内容を追加しているの、自治体は施行規則を見ている。そうすると、Q&Aが変わっても、こちらの施行規則は変わらないままだと、施行規則が上位になるから、そちらを見ているところからするとやはり心配だということなので、そちらに追記してほしいという提案だと思う。だから、私どもはこの規定は要らないと思うが、この規定を残すのであれば、そこに同じように追記してはっきりするか、この規定を廃止してQ&Aをきちんと書き足すということなのかと思うのだが、このところは言及がなかったの、如何か。

(環境省) 自治体からの要望になかったので回答に入れていないが、この施行規則第21条の11第2項は、動物愛護管理法第35条だけ引用して同法第36条は引用していない。例えば死体の引き取り等の事務が果たして情報開示の対象になり得るかというのが紛らわしいという指摘だと思うが、そこはQ&Aには追記するということで、規則そのものに追記するか否かというのは賛否ある論点であり、死体を引き取ったときに飼い主を探し出さなくてはいけないかどうか、そこまで自治体の事務として期待されているかどうかということについては、必ずしも自治体側の受け止めは一つではない。そこまでちゃんとやっているという自治体もあれば、果たしてそこまでやる必要はあるのかという意見もある。したがって、そういう前提がある中で、ここに明確にたかも自治体の必須の事務であるかのように規定すべきかどうかと我々も悩んでいるところがあり、今回ははっきりと述べていないという背景もある。

(高橋構成員) この規則は個人情報保護法の確認規定だと思うのだが、この事務だったら出せるという具体的な制限をかけている規定ぶりになっていて、そこは自治体の事務運営にとって問題が大きいということだと思う。そういった意味では、個人情報保護法で一般ルールができたのだから、特別規定的なものについてはやめてしまう。あとは個人情報保護法を適用して、所管省庁が個人情報保護委員会と交渉してQ&Aをつくって、個人情報保護委員会の運用として明確にする。これでいいのではないかと私は思うのだが、それでは駄目なのか。

(環境省) 重要な指摘だと思う。我々も実は悩んでいるところがあり、今論点になっているのは動物愛護管理法施行規則第21条の11第2項だが、第4項では環境大臣と厚生労働大臣の間でしっかり連携をするという趣旨の規定もあり、こういったものはいわゆる例示的な列挙として重要な意味を持つのかなと積極的な意義を見だしているところもある。関係部局といろいろこれについても議論したが、ここで書いているのは必ずしも限定列挙ではなくて、例示列挙であるという整理を当局からも聞いているので、そういう意味で、確かに紛らわしい面があるかもしれないが、例示列挙としてポジティブなものを書いていくという意味合いはあるのかなと思う。その上で、Q&Aとかあるいは個人情報ファイルで補完した上で、自治体が惑わないようにしていくことが一つのやり方かなと現在では整理をしているところである。

(高橋構成員) しかし、結局例示していることで、例示されていないものについてマイナスのインセンティブが働いているのではないかと。そこが要するに問題なので、この際そこは一切Q&Aでやってくださいと、また、個人情報保護委員会と相談した上で運用してくださいという仕組みにすれば、それでいいように私は思うのだが、それでは駄目なのか。

(環境省) 駄目というのは私から述べられないが、引き続き事務的にも相談して、法技術的にどうすべきかというのはまた調整をさせていただければと思う。

(高橋構成員) 情報提供をすることが飼い主まで探し出せみたいな話になるのか。そこは、追記するか、やめてしまってあとは通知で弾力的に運用するか、どちらかを是非実施していただきたい。

(大橋部会長) 是非お願ひしたい。この規定はもともと条例でやっていた時代に条例でできるかどうかという疑義を受けてこういうものをつくったというようなことがあって、その後に法律が変わったというような状況もあるので、それを踏まえて、高橋構成員からもあったが、例外を認めにくくなっているような状況もあるので、そこも含めて検討いただければと思う。

(環境省) 関係方面と調整する。その上でまた回答したいと思う。

(大橋部会長) それでは、先ほどのシステムの問題と併せて検討いただければと思う。

<通番 19: 最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入 (環境省)>

(大橋部会長) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 第 1 項第 2 号の規定は非常に曖昧であり、自治体は自分たちに裁量があるのか、こういう場合に不許可を出せるのかという点について不安を持っていたところ、主務官庁から解釈を示していただけたということであれば、非常に心強いと思う。

その中で、今回出していただけるという解釈通知の中身について確認する。今回の回答では周辺施設の具体性がよくわからなかったが、例示というような形で、病院、保育所、幼稚園、学校など、知事が個別に判断するものであるという内容も、解釈通知の中で示していただけるのか。

(環境省) 然り。御指摘をいただいた点は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の当該条文を入れた際に、事務連絡でも既に示しているが、それを改めて示したい。環境省としても、こういった施設が該当するのかを縛る意図はなく、例示として記載しており、地方自治の本旨に照らして、地域の実情に応じて取組を進めていただければと考える。

(大橋部会長) 回答の 2 番目について、処分場の集中立地による騒音で周辺に適正な配慮がされていないという場合には、不許可事由になるという解釈を示していただくと同時に、今回の資料 4 ページの意見 2 で条例が必要ないというところについて、生活環境影響調査によって地下水汚染の現況把握を行い、その結果、不許可にすることも当然できるという内容も、通知に示していただけたということでもいいか。

(環境省) 然り。

(大橋部会長) この通知はいつ出していただける予定か、スケジュールは。

(環境省) 具体的なスケジュールについては決めていないが、できるだけ速やかにとっている。内容についてはおそらく、分権室とも相談し、確認の上で進めるというプロセスが必要になると考えるため、よく御相談させていただいた上で通知を発出する形にしたい。環境省としては速やかに対応したいと思っている。

(大橋部会長) お示しいただいた解釈に従って、これまで自治体において不許可を出した案件があれば、是非一緒にご案内いただきたいが、把握されているか。

(環境省) 現在手元に当該事例の持ち合わせはないが、確認できる範囲内で改めて調べ、もしそうした事例があれば、併せて関係自治体の皆様方へも情報共有をさせていただきたい。

(大橋部会長) 是非併せてお願いする。

(環境省) 事実関係が確認できた際には、対応させていただく。

(大橋部会長) 今回、独自条例が制定可能という自治体の背中を押してあげるような条文は、当たり前であるため明文化しないということだったが、自治体がこうした意見を受けて、地域の実情に応じ、確認的に解釈を示すような条例を制定することは、妨げられないということでもいいか。

(環境省) 然り。環境省としても徳島市公安条例事件の最高裁判決の趣旨にのっとり対応したいと思っており、法令の趣旨、目的に反しない限り、問題ないと思っている。加えて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の当該規定は極めて抽象的にしか書いていないため、その中身を具体化するやり方としては、例えば内規で定める、要綱で定める、条例で定めるなどいろいろな段階があると思う。どのやり方で決めていただいても、先に申し上げたように法律の趣旨、目的に反しないという大前提の下であれば、問題ないと思う。

(大橋部会長) 自治体が望めば、条例等といった形で明示することも可能であるとのこと、承知した。

(勢一部会長代理) 提案の趣旨に沿って御対応いただけるということ、感謝申し上げる。その上で確認だが、今回懸念されている地下水汚染に関する議論について、生活環境影響調査では、安定型処分場について水質の汚染ということ自体、排水しない限りは項目に挙がってこないと思われる。地下水への影響という項目はあるが、汚染については直接想定されていないのではないかと。少なくとも環境省が示している今の調査手法ではそれが標準になっていると思うが、先ほどの説明で自治体が独自に条例を制定することとの齟齬はないのか。

(環境省) 御指摘のとおり、環境省から指針の形で示している生活環境影響調査について、これは少なくとも調べてくださいとしている全国一律の内容に、安定型処分場の地下水に関する規定はない。しかし、環境省の指針で示したものの以外を調査してはいけないということはなく、必要と認められる項目があるのであれば調査を実施していただいて構わない。そうした趣旨についても解釈通知の中で改めて明確にさせていただきたい。環

境省からの通知の内容が自治体の手足を縛るものになってはいけなため、指針において示した項目以外に、本当に必要だとされる部分があるのであれば、そこは各自自治体の判断で御対応いただければと思っている。

(大橋部会長) 調査を行うのは事業者、設置者になるため、そのように示していただけると助かる。

次に、自治体が要綱で距離制限規定を置いていることを承知しているとの記載があったが、距離制限を条例で定めるということは、行政指導であれば可能ということではないか。

(環境省) 一概に申し上げることは難しい。距離制限が合理的に、生活環境の保全との関係で説明できるのであれば問題ないが、逆に合理性がないものについては、そういうものではないということに尽きると思われる。個別の事例や仕組みによる。これはどういった条例であっても全く同じだと考えており、規制や仕組みを導入することに合理性があると説明できるようになっているかどうか。距離制限についても、騒音などの類いであればある程度説明することは可能かと思うが、それ以外のものについては、一般的にいいか悪いかということ、環境省として申し上げることはなかなか難しい。

(大橋部会長) あくまでも行政指導であり、相手方が従うかどうかは任意である前提の下、根拠は騒音ということ念頭において仕組みを設けるのであれば、直ちに法律に違反することはないということか。

(環境省) 然り。

(大橋部会長) 今回回答いただいた内容を、事例があれば是非併せて示した上で、先ほど伺ったスケジュールの中で解釈通知を出し、明確化していただければと思う。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)